K項	硫酸二・二′―[四―アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール	一・九
	パラアミノフェノール	○・一
	硫酸パラメチルアミノフェノール	○・三
L項	硫酸二・二′―[四―アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール	○・一
	トルエン―二・五―ジアミン	一・一
	パラアミノフェノール	○・三
	パラフェニレンジアミン	○・七
M項	硫酸二・二′―[四―アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール	二・二
	パラアミノフェノール	○・三
	パラニトロオルトフェニレンジアミン	○・一
	硫酸パラメチルアミノフェノール	○・二
N項	硫酸二・二′―[四―アミノフェニル)イミノ]ビスエタノール	○・一
	パラアミノフェノール	○・一
	パラフェニレンジアミン	○・一
	硫酸トルエン―二・五―ジアミン	○・一
	五―アミノオルトクレゾール	○・六
	二・六―ジアミノピリジン	○・一
	塩酸二・四―ジアミノフェノキシエタノール	○・五
	五―(二―ヒドロキシエチルアミノ)―二―メチルフェノール	○・五
	メタアミノフェノール	○・四
	α―ナフトール	○・一
	レゾルシン	○・九

別表第四1の配合量の範囲の欄中「チオグリコール酸系コールド二浴式パーマネント・ウェーブ用剤」の下に「、チオグリコール酸系コールド二浴式縮毛矯正剤及びチオグリコール酸系高温整髪用アイロンを使用するコールド二浴式縮毛矯正剤」を、「チオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウェーブ用剤」の下に「、チオグリコール酸系加温二浴式縮毛矯正剤及びチオグリコール酸系高温整髪用アイロンを使用する加温二浴式縮毛矯正剤」を加える。

別表第五に次の一項を加える。

Ⅷ	A項	硝酸カリウム
		五・〇

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第五の二

区分		有効成分名	配合量の範囲（%）
Ⅰ	A項	塩化セチルピリジニウム	○・○三以上○・○五以下
	B項	塩化ベンゼトニウム	塩化ベンゼトニウムとして○・○一
		塩化ベンゼトニウム液	
	C項	トリクロサン	○・○二

別表第六に次の一項を加える。

歯がしみるのを防ぐこと	表のⅧに掲げる有効成分

○厚生労働省告示第百二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

三	1	経腸栄養用輸液ポンプ
	2	汎用輸液ポンプ
	3	注射筒輸液ポンプ
	4	患者管理無痛法用輸液ポンプ

次の評価項目について厚生労働省医薬食品局長が定める基準により評価すること。

1　設定流量
2　ボーラス量
3　保護機能
4　高優先度アラーム

医薬品及び溶液等をポンプによって発生した陽圧により患者に注入することを目的とし、あらかじめ設定された投与速度又は投与量に従って連続（持続）注入、非連続（間欠）注入又はボーラスを制御するポンプであること。

別表第二に次のように加える。

九百三十六	1	硬性手術用ランバースコープ	T〇六〇一―二―一八T一五五三	後方傍正中アプローチにおける腰等の観察、診断又は治療のための画像を提供すること。ただし、中枢神経系に使用するものを除く。

○厚生労働省告示第百二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1に次のように加える。

1107	経カテーテル弁心のう膜弁
1108	交流電場腫瘍治療システム